

# 浜松市教育委員会会議次第

令和5年9月26日(火)

14時00分

教育委員会室

## 1 開 会

## 2 前回会議録の報告及び承認

## 3 会議録署名人の決定(鈴木委員、田中委員)

## 4 会期の決定

## 5 議 事

### (1) 議 案

#### 【意見聴取案件】※非公開

第50号議案 工事請負契約締結の議会提案について (教育施設課)  
(浜松市立神久呂小学校北校舎長寿命化改良工事(建築工事))

#### 【議決案件】

第51号議案 令和5年度末 教職員人事異動方針について ※非公開 (教職員課)  
第52号議案 浜松市立図書館条例施行規則の一部改正について (中央図書館)

### (2) 報 告

ア 浜松市立西図書館の移転について (中央図書館)  
イ 放課後児童会運營業務委託事業者の特定について (教育総務課)  
ウ 令和5年度全国学力・学習状況調査「浜松市の結果(概要)」について (指導課)

## 6 閉 会



浜松市立図書館条例施行規則の一部改正について

浜松市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

浜松市立図書館条例施行規則（昭和 4 9 年浜松市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(館内閲覧等)</p> <p>第 2 条 図書を館内で<u>閲覧しようとする者は、閲覧室において閲覧し、閲覧が終わったときは、図書を所定の場所に返納しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(館内閲覧等)</p> <p>第 2 条 図書を館内で<u>閲覧する者は、閲覧を終わったときは、図書を所定の場所に返納しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(館外貸出し)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、<u>館長</u>が広域的な図書館活動を行うため必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(館外貸出し)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、<u>中央図書館長</u>が広域的な図書館活動を行うため必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(登録申込書の提出)</p> <p>第 4 条 館外貸出しを受けようとする者（団体等にあつては、その代表者）は、<u>あらかじめ登録申込書（第 1 号様式）に、館長が必要があると認める書類を添えて、館長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(登録申込書の提出)</p> <p>第 4 条 館外貸出しを受けようとする者（団体等にあつては、その代表者）は、<u>次に掲げる事項を記載した申込書を館長に提出しなければならない。</u></p>

(1) 申込者の氏名及び住所(団体等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 申込者の連絡先

(3) 前2号に掲げるもののほか、中央図書館長が必要であると認める事項

2 前項の申込書には、中央図書館長が必要であると認める書類を添えなければならない。

(登録)

第5条 館長は、前条第1項の規定による申込書の提出があつたときは、これを審査し、  
適当と認めたときは、その旨を申込者に通知する。

2 前項の規定による通知を受けた者は、前条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(利用者カード)

第6条 館長は、前条第1項の規定による通知を受けた者に対して、浜松市立図書館共通利用者カード(別記様式。以下「利用者カード」という。)を交付する。ただし、中央図書館長が必要ないと認めたときは、この限りでない。

2 利用者カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 利用者カードの交付を受けた者は、これを紛失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

4 (略)

(利用者カード)

第5条 館長は、前条に規定する登録申込書の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めたときは、利用者カード(第2号様式)を交付する。

2 (略)

3 利用者カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(貸出手続)

第6条 利用者カードの交付を受けた者は、館外貸出しを受けるときは、利用者カードを係員に提示しなければならない。

2 図書の貸出冊数は12冊(団体等にあつては、500冊)以内とし、貸出期間は15日(団体等にあつては、3月)以内とする。ただし、館長が必要があると認めるときは、この限りでない。

3 AV資料の貸出点数は3点以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、館長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用者カードの紛失等の届出)

第7条 利用者カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく館長に届け出なければならない。

(1) 利用者カードを紛失したとき。

(2) 登録申込書の記載事項に変更があったとき。

(16ミリフィルムの貸出し)

第8条 (略)

2 (略)

3 団体の代表者は、16ミリフィルム等の

(貸出手続)

第7条 第5条第1項の規定による通知を受けた者は、館外貸出しを受けるときは、利用者カード若しくは個人番号カードの係員への提示又は中央図書館長が適当と認める方法により行うものとする。

(貸出数及び貸出期間)

第8条 図書の貸出冊数は12冊(団体等にあつては、500冊)以内とし、貸出期間は15日(団体等にあつては、3月)以内とする。

2 AV資料の貸出点数は3点以内とし、貸出期間は15日以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、中央図書館長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(16ミリフィルムの貸出し)

第9条 (略)

2 (略)

3 団体の代表者は、16ミリフィルム等の

貸出しを受けるときは、16ミリフィルム等利用申込書（第3号様式）を館長に提出しなければならない。

（禁止行為）

第9条（略）

（館外貸出しの停止）

第10条 館長は、館外貸出しを受けた者が図書等を貸出期間内に返納しなかったとき又は第5条第3項、第7条若しくは前条の規定に違反したときは、その者に対して相当の期間貸出しを停止することができる。

貸出しを受けるときは、次に掲げる事項を記載した申込書を館長に提出しなければならない。

(1) 申込者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 利用目的

(3) 利用期間

(4) 利用場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、中央図書館長が必要があると認める事項

（禁止行為）

第10条（略）

（館外貸出しの停止）

第11条 館長は、館外貸出しを受けた者が図書等を貸出期間内に返納しなかったとき又は第5条第2項、第6条第2項若しくは第3項若しくは前条の規定に違反したときは、その者に対して相当の期間貸出しを停止することができる。

（電子図書）

第12条 図書館は、電子図書（図書館資料のうち、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により利用が可能なものをいう。以下同じ。）の貸出しを行う。

2 電子図書を利用しようとする者は、別に定める手続を経なければならない。

3 電子図書の貸出点数は3点以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、中央図書館長が必要があると認めるときは、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、電子図書の利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定

(自動車文庫)

第11条 (略)

2 (略)

3 自動車文庫により借り受けた図書の返納は、その地域、事業所等を自動車文庫が次回に巡回する日とする。

(準用)

第12条 図書館以外の図書館資料の閲覧又は貸出しについては、第2条から前条までの規定を準用する。

(貸出しを禁止する図書館資料)

第13条 (略)

(図書館資料の複製)

第14条 図書館資料(館長が認めた物に限る。)の複製を求める者は、複製申込書(第4号様式)を館長に提出しなければならない。

(会議室等の利用の申請等)

第15条 条例第7条の規定により図書館の会議室等の利用の許可を受けようとする者

める。

(自動車文庫)

第13条 (略)

2 (略)

3 自動車文庫により借り受けた図書の貸出期間は、その地域、事業所等を自動車文庫が次回に巡回する日までとする。

4 前3項に定めるもののほか、自動車文庫の利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(準用)

第14条 図書館以外の施設における図書館資料の閲覧又は貸出しについては、第2条から第8条まで、第10条及び第11条の規定を準用する。ただし、中央図書館長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しを禁止する図書館資料)

第15条 (略)

(図書館資料の複製)

第16条 図書館資料(館長が認めた物に限る。)の複製を求める者は、次に掲げる事項を記載した申込書を館長に提出しなければならない。

(1) 申込者の氏名及び住所

(2) 資料名

(3) 複製する箇所

(4) 前3号に掲げるもののほか、中央図書館長が必要があると認める事項

(会議室等の利用の申請等)

第17条 条例第7条の規定により図書館の会議室等の利用の許可を受けようとする者

は、会議室等利用許可申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、会議室等利用許可書（第6号様式）を交付する。

3 （略）

（指定管理者による管理）

第16条 条例第13条第2項の場合において、指定図書館（条例第13条第1項に規定する指定図書館をいう。以下同じ。）に係る次の各号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 指定図書館（次号に掲げるものを除く。）

<u>第3条第3項、第4条、第5条第1項及び第2項、第6条第2項及び第3項、第7条、第10条並びに第13条</u>	（略）	
<u>第14条</u>	館長	指定管理者
	複製申込書（第4号様式）	複製申込書（第4号様式）に準じて指定管理者が定める申込書

(2) 浜松市立城北図書館、浜松市立雄踏図

は、次に掲げる事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 申込者の氏名及び住所（団体等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 利用日時

(3) 利用施設

(4) 利用目的

(5) 利用人員

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、図書館の会議室等の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

3 （略）

（指定管理者による管理）

第18条 条例第13条第2項の場合において、指定図書館（同条第1項に規定する指定図書館をいう。以下同じ。）に係る次の各号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 指定図書館（次号に掲げるものを除く。）

<u>第4条第1項、第5条、第6条第1項、第3項及び第4項、第11条、第15条並びに第16条</u>	（略）	
--	-----	--

(2) 浜松市立城北図書館、浜松市立雄踏図



書館、浜松市立細江図書館、浜松市立三ヶ  
日図書館及び浜松市立都田図書館

第3条第3項、第4条、第5条第1項及び第2項、第6条第2項及び第3項、第7条並びに第8条第1項及び第2項	(略)	
第8条第3項	16ミリフィルム等利用申込書(第3号様式)	16ミリフィルム等利用申込書(第3号様式)に準じて指定管理者が定める申込書
	館長	指定管理者
第10条及び第13条	館長	指定管理者
第14条	館長	指定管理者
	複製申込書(第4号様式)	複製申込書(第4号様式)に準じて指定管理者が定める申込書
第15条第1項	会議室等利用許可申請書(第5号様式)	会議室等利用許可申請書(第5号様式)に準じて指定管理者が定める申請書
	教育委員会	指定管理者
第15条第2項	教育委員会	指定管理者
	会議室等利用許可書(第6号様式)	会議室等利用許可書(第6号様式)に準じて指定管理者が定める許可書
第15条第3項	教育委員会	指定管理者
第18条	(略)	

(利用者の遵守事項)

第17条 (略)

(職員の入室)

書館、浜松市立細江図書館、浜松市立三ヶ  
日図書館及び浜松市立都田図書館

第4条第1項、第5条、第6条第1項、第3項及び第4項、第9条、第11条、第15条並びに第16条	(略)	
第17条	教育委員会	指定管理者
第20条	(略)	

(利用者の遵守事項)

第19条 (略)

(職員の入室)

<u>第18条</u> (略)	<u>第20条</u> (略)
(細目)	(細目)
<u>第19条</u> (略)	<u>第21条</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第1号様式を削り、第2号様式を別記様式とし、第3号様式から第6号様式までを削る。

#### 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(第 52 号議案の説明資料)

中央図書館

浜松市立図書館条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

図書館システムの更新に伴い、規則の一部を改正するほか、所要の整備を行うものです。

(改正内容)

図書館システムの更新に伴い、個人番号カードによる貸出し手続等を可能とするため、第 7 条にその旨を規定するほか、所要の整備を行うものです。また、未整備となっていた電子図書に係る規定を追加するものです。

(施行期日)

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行するものです。



令和5年9月26日

## 浜松市立西図書館の移転について

市民部 中央図書館

## 1 西図書館の現状・課題

- ・西図書館は昭和54年の建築後44年が経過し、老朽化が進んでいる。
- ・平成30年度に策定した「浜松市立図書館施設整備・保全計画」において、大規模改修工事を最優先で実施する施設として位置づけている。
- ・西図書館の駐車場は32台で、利用者からも「少ない」、「入りにくい」との意見がある。

## 2 西図書館移転（案）の概要

- (1) 移転先 一条スマートタウン内（テナント）
- (2) 開館時期 令和7年5月～7月

## 3 考え方

## (1) 一条スマートタウンの現状

- ・住宅ゾーンでは、600人程度の人口増が見込まれる。
- ・住宅ゾーンの購入者層は20代後半の夫婦～40代前半の3～4人家族が多い。
- ・当該用地に隣接する保育園には120人程度が通園。
- ・商業ゾーンには多くの集客が見込まれ、来店者数は年間約240万人（約6,500人/日）と想定されている。

(参考) 西図書館 現状の来館者数・貸出利用者数・貸出冊数 (令和4年度)

来館者数	貸出利用者数	貸出冊数
99,620人 (334人/日)	61,380人 (206人/日)	213,782冊 (717冊/日)

## (2) 図書館整備方針

「図書館ビジョン」の基本方針に則るとともに、立地条件を活かした図書館とする。

- ・ 児童コーナーのスペース及び蔵書の拡充  
(現在と比較して47㎡拡充、蔵書5,000冊増)
- ・ 閲覧スペースの拡充 (現在と比較して112㎡拡充、閲覧席50席増)
- ・ 書架の拡充 (現在と比較して129㎡拡充)
- ・ DXの推進: DXコーナーを新設、セルフ予約受取りシステムの導入 (夜間予約受取)、セルフ貸出機、蔵書検索機の増設

→子育て世代のファミリー層を中心に大幅な利用増加が見込まれる→子育て世代が気軽に利用できる図書館を目指す


《参考1》 移転（案）比較表

	移転（案）	現西図書館
全体面積	1,408.06 m <sup>2</sup>	1,029.63 m <sup>2</sup>
児童コーナー	173 m <sup>2</sup>	126 m <sup>2</sup>
おはなしの部屋	60 m <sup>2</sup>	112 m <sup>2</sup>
閲覧スペース	315 m <sup>2</sup> （116席）	203 m <sup>2</sup> （66席）
書架	353 m <sup>2</sup>	224 m <sup>2</sup>
DX コーナー	52 m <sup>2</sup>	—
新聞・雑誌コーナー	33 m <sup>2</sup>	19.65 m <sup>2</sup>
多目的コーナー	97 m <sup>2</sup>	106.65 m <sup>2</sup>
飲食スペース	28 m <sup>2</sup>	—

《参考2》 スケジュール（案）

- ・ 令和6年9月～10月 テナント賃貸借契約締結
- ・ 令和7年1月～ テナント賃貸借開始
- ・ 令和7年1月～3月 書架、閲覧用テーブル等設置
- ・ 令和7年3月31日 現 西図書館閉館
- ・ 令和7年4月～6月 現 西図書館から図書資料、システム機器等移設
- ・ 令和7年5月～7月 新 西図書館オープン

# 全体図 一条スマートタウン (JT 跡地)


 現西図書館所在地  
 中区西伊場町 52 番 17 号



見通し

- 商業ゾーンには、イオンスタイル等の店舗が出店予定
- 商業ゾーンへの来店者は年間 240 万人 (6,500 人/日) を想定 (大規模小売店舗立地法届出概要書より)
- 保育園への通園児 120 人
- 住宅ゾーンの購入者層は 20 代後半の夫婦~40 代前半のファミリー世代 (3 人~4 人家族) が多い。









令和5年9月26日  
教育総務課

## 放課後児童会運営業務委託事業者の特定について

令和6年度からの受託者事業者を以下のとおり選定いたしました。

### 【選定結果概要】

#### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式（企画提案書の提出を求めて、最も優れた提案をした者と契約する方式）

#### (2) 特定方法

審査会において企画提案書の補足説明、質疑応答を踏まえ、評価基準に基づいて評価し、最低基準点（合格点）を超え、かつ最も優れている事業者を特定

No.	契約名	応募状況	選定事業者	【参考】R5 運営事業者
1	浜松市にしのご放課後児童会ほか22施設運営業務	2者	株式会社明日葉	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
2	浜松市ありたま放課後児童会ほか24施設運営業務	2者	株式会社明日葉	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
3	浜松市とみつか放課後児童会ほか21施設運営業務	1者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
4	浜松市こうま放課後児童会ほか20施設運営業務	1者	株式会社明日葉	株式会社明日葉
5	浜松市てんぱく放課後児童会ほか10施設運営業務	1者	株式会社アンフィニ	浜松市てんぱく放課後児童会育成会、株式会社アンフィニ
6	浜松市こりす放課後児童会ほか17施設運営業務	1者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	各放課後児童会育成会
7	浜松市あおぞら放課後児童会ほか14施設運営業務	3者	株式会社明日葉	各放課後児童会育成会
8	浜松市浜名第一ビーパークラブほか24施設運営業務	2者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	特定非営利活動法人学童保育はまきた
9	浜松市ふたまた児童クラブ及びふたまた第2児童クラブ運営業務	1者	社会福祉法人天竜厚生会	社会福祉法人天竜厚生会



# 令和5年度全国学力・学習状況調査「浜松市の結果（概要）」について

指導課

## 1 参加人数・参加校数

学校	対象学年	人数	学校数
小学校	6年	6,575人	97校
中学校	3年	5,319人	49校

\*人数は、当日実施者のみ。調査項目によって違うため最大人数で表示。

## 2 調査結果

### (1) 教科に関する小学校及び中学校結果数値（平均正答率）

【小学校】	国語	算数	【中学校】	国語	数学	英語
全国	67.2%	62.5%	全国	69.8%	51.0%	45.6%
静岡県	67%	62%	静岡県	71%	52%	47%
浜松市	69%	63%	浜松市	71%	52%	47%

\*4/18実施値。

\*平均正答率は、文部科学省結果公表数値（都道府県・指定都市は小数点以下第1位を四捨五入した数値）による。

\*英語の平均正答率は、「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題の合計による。

### (2) 質問紙調査概要

#### ①「浜松の目指す子供の姿」に関する調査結果【児童生徒質問紙】

設問	小学校（全国比）	中学校（全国比）
将来の夢や目標を持っている	85.1% (+3.6)	68.5% (+2.2)
人の役に立つ人間になりたいと思う	96.4% (+0.5)	95.7% (+1.1)
自分には、よいところがあると思う	87.9% (+4.4)	82.4% (+2.4)
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う	93.5% (+3.7)	90.4% (+3.1)

上記の設問に対して、肯定的に回答する子供の割合が全国に比べて高かった。

#### ②「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」に関する調査結果

【児童生徒質問紙 クロス集計】

設問	小学校国語	平均正答率	中学校国語	平均正答率
	当てはまる	当てはまらない	当てはまる	当てはまらない
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた	74.7%	51.4%	78.9%	53.0%
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	71.7%	56.0%	75.1%	57.3%
学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている	74.5%	55.8%	79.1%	58.3%

上記の設問に対して、肯定的に回答している子供の方が、国語の平均正答率が高かった。算数・数学、英語も国語と同じ傾向であった。

\*各教科の概要については、別添のとおり

教科概要

国語

- 小・中学校ともに、「話すこと」「聞くこと」「書くこと」「読むこと」の全領域で安定した力が付いている。
- 小・中学校ともに、領域を問わず、「考えの形成」に関する問題で、概ね良好な結果が見られた。一方で、自分の考えを形成する過程において、情報を関係付けて捉えることに課題がある。
- 中学校では、知識及び技能に関する事項の中でも、漢字の正答率が全国に比べて低く、課題がある。
- 小・中学校ともに、記述式の問題への無解答率が高い傾向が継続している。

小国課題 1二 図表やグラフなどを用いて、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること

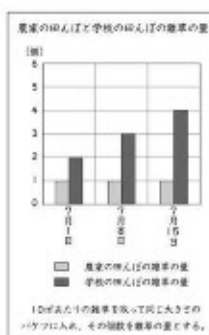
正答率 浜松 32.7% 全国 26.7% 無解答率 浜松 7.2% 全国 7.1%



小国問題へ

問題の概要

【川村さんの文章】の [ ] に、下の条件に合わせて、学校の米作りの問題点とその解決方法について書く。



【カード④】

7月20日「農家の石山さんのお話」  
 ・雑草に栄養をとられると、米のしゅうかくが減る。  
 ・雑草が多いと、いねが病気になることがある。  
 ・農家は、さまざまな方法で雑草が生えないようにしている。

<条件>

- 学校の米作りの問題点については、グラフと【カード④】のそれぞれから分かることを書くこと。
- (略)

誤答例の分析と課題

米作りの問題点について書く際に、「グラフ」と「カード」それぞれから分かることを関係付けて捉えていないため、なぜその解決方法がよいのか十分説明できない。

取り上げた複数の情報が、どのように関係し合っているのか、自分の考えをどのように支えているのかなどを

授業改善のポイント

自分の考えを伝えるために、複数の情報(図表やグラフ等)を用いて書き表し方を工夫する際には、以下の点について、対話したり、振り返ったりする機会を持つ。

- ・単元の始めに、教師のレポート等のモデル文を見て、その中の情報は、意見とどのような関係性にあり、どのような働きをしているのかについて考える。
- ・意見文等を推敲する際に、自分の考えを支えるために取り上げる図表やグラフなどが、自分の考えとどのような関係性にあり、どのような働きをしているのかについて考える。

「令和5年度【小学校国語】報告書」  
大問1 授業アイディア例参照



中国課題 4三 文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考えること

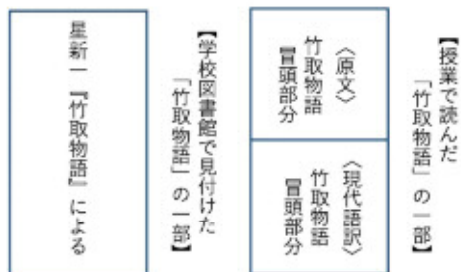
正答率 浜松 49.9% 全国 50.0% 無解答率 浜松 22.2% 全国 20.7%



中国問題へ

問題の概要

現代語で書かれた「竹取物語」のどこがどのように工夫されているかについて、古典と比較して書く。



【授業で読んだ「竹取物語」の一部】や【学校図書館で見付けた「竹取物語」の一部】の表現を取り上げて、あなたの考えを書きなさい。

誤答例の分析と課題

現代語から取り上げた表現が、文章の内容を伝えたり、印象付けたりする上でどのように働いているのかについて考えることができていない。

また、その取り上げた表現が、原文やその他の資料のどの部分と対応しているのか具体的に意識できない。

授業改善のポイント

内容理解の際に、現代語訳に加え、便覧、映像メディア等の教材を取り上げて子供の理解を促す。また、原文に対応する現代語訳に同じ色の線を引いて可視化する。その上で、教科書以外の分かりやすい現代語訳の教材を取り上げ、文章の構成や展開、表現の工夫とその効果について考えを書くことで、自分の思考の過程を明確にする。さらに、具体的な表現を取り上げて現代語訳の工夫とその効果を説明する活動を設定し、対話の中で自分の考えを広げたり深めたりすることも効果的である。

「令和5年度【中学校国語】報告書」  
大問4 授業アイディア例参照



## 算数・数学

○算数では、「数と計算」「変化と関係」「データの活用」の領域で安定した力がついていることが分かった。

○数学では、「数と式」「データの活用」領域で、全国に比べ正答率が比較的高いという結果であった。

●算数では、割合を日常の具体的な場面に活用することに課題が見られた。

●算数では、短答式、記述式の無解答率が高い問題が多く、数学では記述式の問題で無解答率が高い問題が多かった。

### 小算課題 2(4) 図形の構成の仕方を観察して図形について判断すること

正答率 浜松 24.3% 全国 20.8%

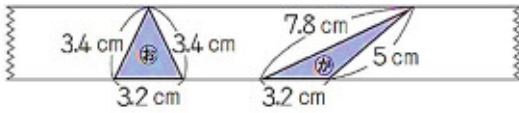


小算問題へ

#### 問題の概要

高さが等しい三角形について、底辺と面積の関係を基に面積の大小を判断し、その理由を言葉や数を用いて記述する。

(4) えいたさんたちは、テープを直線で切って、下のような **お** と **か** の2つの三角形をつくります。



上の **お** と **か** の三角形の面積について、どのようなことがわかりますか。下の1から4までの中から1つ選んで、その番号を書きましょう。また、その番号を選んだわけを書きましょう。

- 1 **お** の面積のほうが大きい。
- 2 **か** の面積のほうが大きい。
- 3 **お** と **か** の面積は等しい。
- 4 **お** と **か** の面積は、このままでは比べることができない。

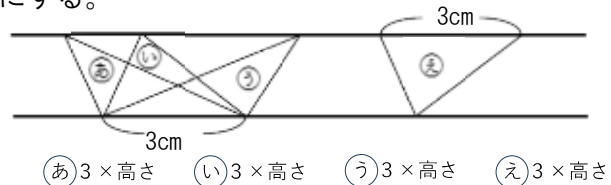
#### 誤答例の分析と課題

高さの具体的な数が示されていないと面積を比べられないと判断している子供が多いと分かった。また、記号は選択したけれど説明を書かない子供も多く、自分の判断の理由を言葉ではっきり説明できないことが予想できる。

#### 授業改善のポイント

三角形の底辺と高さの関係の理解を確実にするため、下図のように平行線の間底辺の長さが等しい三角形を複数かいて、面積を求める式と対応させる。式が全て同じになるとおさえることで、面積が等しくなることが明確になる。

また、自分の考えを説明させる場面では、図や式などの数学的な表現を的確に使うことを通して、そのよさが感じられるようにする。



### 中数課題 6(3) 構想を立てて説明し、問題解決の過程や結果を振り返って考えること

正答率 浜松 42.2% 全国 40.9% 無解答率 浜松 25.4% 全国 24.7%

### 7(2) データの傾向を読み取り、批判的に考察し判断すること

正答率 浜松 34.1% 全国 33.6% 無解答率 浜松 22.5% 全国 22.8%

### 8(3) 日常的な事象の数学化と問題解決の方法(駅伝)

正答率 浜松 43.4% 全国 42.8% 無解答率 浜松 16.9% 全国 13.2%

### 9(1) 平行線や角の性質を基に、図形を考察すること

正答率 浜松 33.8% 全国 32.1% 無解答率 浜松 25.2% 全国 24.7%



中数問題へ

#### 誤答例の分析と課題

領域に関係なく、記述式の問題で全国に比べて正答率が高くなる一方、無解答率も高くなる傾向がある。また、自分の考えが明確に伝わるように表現できなかったり、最後まで結論を書けなかったりしている。

#### 授業改善のポイント

自分の考えや判断の理由を数学的な表現を用いて説明する場面を設定する。その際、自分の考えをノートに書いてまとめてから説明し、聞き手は批判的に考察するように指導する。活動の最後には、「根拠を基に考えているか」「簡潔に表現しているか」「論理的に考察しているか」など、自分が表現したことを振り返る時間を設ける。また、単元の前半では、的確な表現をしている子供のノートを紹介したり、教師がポイントを紹介したりするなど、表現の手本を示すことも必要である。

## 英語

- 「読むこと」の領域で、全国に比べて正答率が比較的高いという結果であった。特に、事実と考えを区別して読むことに関する問題で良好な結果が見られた。
- 領域に関わらず、限定された場面や状況において、条件を踏まえて情報を整理したり表現したりすることができていた。
- 「書くこと」の領域では、前回調査に続き、まとまりのある文章を書くことに課題がある。
- 「話すこと」の領域では、即興で考えとその理由を述べることに課題がある。

### 中英課題 10 日常的な話題について、事実や考えを整理し、まとまりのある文章を書くこと

正答率 浜松 8.8% 全国 7.4% 無解答率 浜松 19.4% 全国 21.4%



中英問題へ

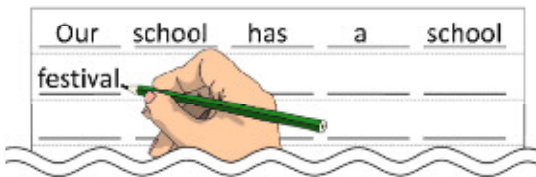
#### 問題の概要

学校生活（行事や部活動など）の中から紹介したいものを1つ取り上げ、それについて説明するまとまりのある文章を25語以上の英語で書く。

#### 〈条件〉

※短縮形（I'm や don't など）は1語と数え、符号（, や ? など）は語数に含めません。  
 (例) No, I'm not. 【3語】

※ 下の枠は、下書きに使ってもかまいません。解答は必ず解答用紙に書きなさい。



「令和元年度【中学校英語】指導事例集（映像資料）」



#### 誤答例の分析と課題

文構造の誤りや、主語や動詞の脱落といった、コミュニケーションに支障をきたすような文法上の誤りが多く見られた。基本的な語や文法事項等を理解して文章を書くことに課題がある。

#### 授業改善のポイント

まとまりのある文章を書く際、言語面の誤りについて子供の気付きを促す指導が大切である。例えば、教師が書いた例文を提示し、そこから基本的な語や文法事項等の誤りを見付け、校正していく活動が考えられる。その際、主語や動詞の脱落がないか、単語の綴り、文法事項は適切であるかといった視点を共有するようにする。さらに、共有した視点を基に、自分が書いた文章を校正する時間を設定することが考えられる。

### 中英課題 1 (4) 即興で考えとその理由を述べること

正答率 浜松 18.6% 全国 16.1% 無解答率 浜松 12.7% 全国 17.8%



「話すこと」調査問題へ

#### 問題の概要

留学生と動物園を訪れたという設定で、会話が続いていくように、質問に答えたり、自分の考えを伝えたりする。



#### (スクリプト)

I want to buy a gift for my host brother. He is only 4 years old. Which one should I buy for him, a picture book, animal cookies or a T-shirt? And why do you think so? (解答時間20秒)

#### 誤答例の分析と課題

お土産のみを答えている、または、お土産とその理由を答えているがその理由がふさわしくないといった誤答が多いことから、即興で、かつ限られた時間の中で答えることに課題があると考えられる。

#### 授業改善のポイント

即興で伝え合うことができるようにしていくために、次のような活動が考えられる。

- ・ 時間や文の数を指定した中でのやり取りをする。
- ・ 1人1台端末の録画・録音機能を活用し、子供自身が発話を記録して、やり取りの様子を確認する。

なお、このような活動を行う際、語彙や文法事項について正確性を高めるために、教師とのやり取りの中で子供自身の発話の誤りを修正してフィードバックすることも併せて求められる。